

## プロポーザル提案書評価基準

### 1 評価方法について

- (1) 評価委員は、提出された提案書により、以下に示す評価項目ごとに評価を行います。評価点の満点は275点とします。
- (2) 評価は絶対評価とし、評価項目ごとに下表のとおり評点をつけることで行います。評価点を算出するにあたり、重点項目については、2を乗じることとします。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組の評価については、別表「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準」に記載した項目について、項目に沿って加算します。

評価	内 容	評点
A	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	5
B	高い水準で満たしている	4
C	満たしている	3
D	満たしていない	2
E	著しく不適當	1

### 2 評価項目及び配点について

次に掲げる評価項目について評価を行います。

評価項目	評価の主な着眼点	評価の換算式 ( ) は加重倍率	配点 割合
<b>1 業務実施方針</b>			<b>100/275</b>
(1)業務目標・業務実施方針	・業務の目的を理解しているか。	10点×5人 (5点×2)	50/275
(2)業務スケジュール	・業務の実施に際し、無理のないスケジュールが組まれているか。	10点×5人 (5点×2)	50/275
<b>2 業務実施体制</b>			<b>20/275</b>
(1)業務実施体制	・業務を確実かつ迅速に実施できる体制・人数・資質が整っているか。		10/275
(2)業務実績	・実施業務につながる受託実績もしくは活動実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか。		10/275
<b>3 土地利用のパターン検討</b>			<b>100/275</b>
(1)都市機能・施設の具体例の提案	・検討エリアに限らない区全体を含めた広域的な視点があり、また実現性が高いものか。	10点×5人 (5点×2)	50/275
(2)提案施設を誘導した場合の周辺交通環境への影響	・現在の交通環境を踏まえた視点に立っているか。	10点×5人 (5点×2)	50/275
<b>4 将来的な土地利用転換と併せた交通課題改善実施までの取組</b>			<b>50/275</b>

	・本業務の目的を理解したうえで具体的であり、かつ実現性が高いものか。 ・業務実績等からのノウハウが活かされているか。	10点×5人 (5点×2)	50/275
<b>5 ワーク・ライフ・バランス等に関する取組</b>			<b>5/275</b>
	・下記表によること。	—	5/275
<b>合計</b>			<b>275/275</b>

### ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準

評価項目 (配点)	評価の注目点	配点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得、よこはまグッドバランス賞の認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール)の取得	左記認定のいずれかを取得していれば3点
障害者雇用に関する取組 (1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上の場合)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	1点
健康経営に関する取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている	1点

### 3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者との契約について、横浜市戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 合計得点が同一であった場合には、委員の投票により順位を決定し、最も順位が高い者を受託候補者とします。
- (3) 委員の投票結果も同一となる場合は、第一位候補者の決定を評価委員長に一任します。
- (4) 評価項目3、4のうち、過半数の委員がE評価とした項目が1つ以上あった候補者は失格とします。